

空家を貸したい、売却したい、活用したい・・・

でも

手続きは？費用は？それに・・・

どうしたらいいのかわからない・・・



こんな時は「宅地建物取引業者による無料相談」をご利用ください。  
ご希望により現地でのご相談も可能です。

市と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会鎌ヶ谷地区(市川支部)(以下「宅建協会」という。)は空家等の有効活用等に関する相談業務について協定を結びました。

### 内容

- 空家の有効活用等の相談
- 相談回数は原則1物件に対し1回です  
2回目以降はお問い合わせください

### 対象者

市内に空家を所有している方

### 相談の一例

- 空家・空地の活用方法
- いくらで貸せるの？
- いくらで売れるの？
- リフォームしないと貸せないの？
- 売却は空家のまま？解体してから？



### 相談の流れ

- ① 相談者が市役所の担当課で相談の申込みをおこなう。
- ② 市役所から宅建協会に相談業務を依頼する。
- ③ 宅建協会相談員から相談申込者に相談日・相談場所を連絡する。
- ④ 相談者業務を実施する。
- ⑤ 宅建協会相談員が相談内容を市に報告する。

### 申し込みについて

相談を希望する方は、「空家等の有効活用等に関する相談業務について」をお読みの上、「空家等の有効活用等に関する相談申込兼方法提供同意書」に必要事項を記入し、建築住宅課住宅係へ提出して下さい。

お問い合わせ (お申込み先)	鎌ヶ谷市役所 電 話	都市建設部 建築住宅課 住宅係 047-445-1472 (直通) 047-445-1141 (内線498)
-------------------	---------------	--